



広 報 古 座 川

発 行 古 座 川 町 役 場 総 務 課 電 話 (代)0735-72-0180

2007
10
No.99

第22回 古座川の秋まつりで楽しいひとときを満喫してください

古座川の秋まつりを、11月25日(日曜日)9時~14時)明神小、中学校グラウンド・体育館におきまして開催します。

農林産物や加工品の展示即売をはじめ、体験コーナー、展示コーナーなど盛りだくさんな内容でお迎え致します。町民の皆様も、出来るだけ多くの催しに参加・体験をしていただき、楽しいひとときを満喫して下さい。



心肺蘇生法一般講習会を開催

9月27日三尾川生活改善センターにおいて、古座消防署員4名の指導で三尾川地域の一般住民を対象として心肺蘇生法(AEDを含めた)の一般講習会を行いました。38名の方が受講されました。

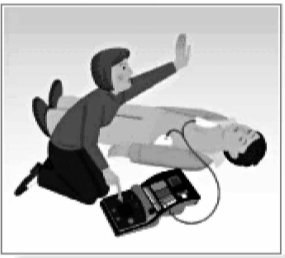
今後、身近な方が突然に心臓停止状態となつたとき、救急車が来るまでの迅速な一次救命処置を習得していただけたものと信じております。

川分駐所(76-0119)までお問い合わせください。

【心肺蘇生法】

心臓と肺の機能を他動的に維持させることで、脳の機能(人間の脳組織は4~6分で元には戻らないような変化をきたすと言われています。)を維持、回復させるため、気道確保(人工呼吸)循環(心臓マッサージ)がよく用いられます。

【AED(自動体外式除細動器)】
心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失つた状態(心室細動)になつた心臓に対して、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器です。2004年7月より医療従事者でない一般住民でも使用できるようにになり、病院や診療所、救急車はもちろんのこと、空港、駅、公共施設等人が多く集まるところを中心に設置が図られています。



緊急地震速報

緊急地震速報は、10月1日から一般の皆様へ提供されておりますのでご利用ください。

Q. 緊急地震速報とは?
A. 気象庁から最大震度5弱以上と推定した地震の際に、強い揺れ(震度4以上)の地域の名前を強い揺れが来る前(数秒~数十秒前)にお知らせするものです。

ただし、震源に近い地域では間に合わないことがあります。

Q. 住民の方はその情報をどこから入手するの?
A. NHKのテレビ・ラジオにて速報されます。

Q. 住民の方はどのように利用するの?
A. 住民の皆さんが緊急地震速報を見聞きしてから、強い揺れが来るまでの短い時間に、あわてず周囲の状況に応じて、まず身の安全確保を行ってください。

り革、手すりにしっかりとつかまる。

④エレベーターでは、最寄りの階で停止させずに降りる。
⑤人がおおぜいいる施設では、あわてて出口に走り出さないで、係員の指示に従い落ちついて行動する。

⑥屋外ではブロック塀の倒壊等に注意すると共に、街中では看板や割れたガラスの落下に注意し、ビルのそばから離れる。
⑦山やがけ付近では、落石やがけ崩れに注意する。

最近、「市町村の防災センター」や「マンション管理業者からの依頼です」などと名乗って、「緊急地震速報」の受信装置を家庭へ設置することを行政が義務化しているかのような説明を行い、販売しようとする業者が現れているとの情報があります。

しかし、気象庁・県・市町村・消防署では、住民のみならず受信装置の設置等を義務付けたり、あつせんしたりすることはありませんので、ご注意ください。

※「緊急地震速報」の受信装置の設置を義務化しているなどと話す業者にご注意ください。

ご利用できる手続き
①自宅やオフィス、税理士事務所から所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告ができます。

②すべての税目の納税ができます。
③申請・届出等ができます。

(注) e-TAXのご利用には、あらかじめ開始届出書を税務署に提出する必要があります。詳しくは、e-TAXホームページをご覧ください。
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

e-TAX(国税電子申告・納税システム)を是非ご利用ください。

お問い合わせ先
新宮税務署 総務課 TEL 0735-22-5262

国民年金よりお知らせ

国民年金よりお知らせ
扶養親族等申告書は期限までに提出してください

老齢年金を受給している方のうち、その年に受け取る年金額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方に対し、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が10月中旬に社会保険業務センターから送付されます。

これは、平成20年に支払われる年金から差し引かれる所得控除を決める際に、所得控除するものがあるかどうかお知らせいただくものです。申告書が出ていな

いときは、申告書を出した
場合に比べて、年金から所
得税が多く差し引かれるこ
とになります。

12月3日までに、必ず提
出して下さい。
※前年の申告内容に変更の
ない方も提出が必要です。
また、住所が変わった際は
年金の住所変更も必要です。

社会保険庁では、「裁定
請求書の事前送付」や「58
歳通知」「年金見込額の提
供」「35歳通知」といった
サービスを行っており、こ
れらは郵送でお届けしてお
ります。

社会保険庁から送付する
書類を皆様に正確に受け
取っていただくために、住
所が変わったときは、年金
の住所変更の届出をお願い
します。届出先は、次のと
おりです。

- ◎国民年金の第1号被保険者
↓お住まいの市町村役場
国民年金の係へ
- ◎厚生年金に加入中の方
↓勤務先を通じて管轄の社会
保険事務所へ
- ◎国民年金の第3号被保険
者↓配偶者の勤務先を通じ
て管轄の社会保険事務所へ
- ◎年金受給者及び年金受給
待機者↓お住まいを管轄す
る社会保険事務所へ

お問い合わせは『ねんきん
ダイヤル』へ！
0570-051165
(受付時間)
月～金曜日は午前8～30
午後5～15
ただし、月曜日(月曜日が
休日の場合は火曜日)は午
後7時まで受付

第2土曜日は午前9～30
午後4～00
*毎年11月の第2・第4の
土曜日、日曜日は午前9
30～午後4～00
*祝日、12月29日～1月3
日はご利用いただけません。

阪和自動車(みなべIC、 南紀田辺IC) 平成19年11月11日(日) 15時開通

阪和自動車道みなべイン
ターチェンジ(IC)から
南紀田辺インターチェンジ
(IC)までの間(5.8
km)が平成19年11月11
(日)15時に開通します。
あわせてアクセス道路と
なる一般国道42号田辺西バ
イパスの一部(延長0.6
km・国土交通省施行)も開
通します。

これまで、ご協力をいた
だいた地域の皆様、並びに
関係機関の皆様、並びに
申し上げます。また、今回
の開通により次の効果が期
待されています。

- ①阪和自動車道(みなべI
C～南紀田辺IC)の開通
で京阪神圏と和歌山県南部
地域(紀南地域)における
高速ネットワークの強化が
図られ、東南海・南海地震
発生時には一般国道42号
と連携して、緊急輸送路と
しての役割が期待されてい
ます。
- ②今回の開通により、供用
中の近畿自動車道及び湯浅
御坊道路と連携し、大阪・
和歌山市からの時間短縮及
び夏場の一般国道42号の
渋滞緩和が期待されていま

す。
また、本区間の開通に伴
い、CO₂の削減効果として
約2,800t/年が見込
まれ、これは約500世帯
の年間排出量に相当しま
す。

③紀南地域には恵まれた観
光資源や農林・水産物が多
くあります。今回の開通に
より高速道路へのアクセス
が向上することで、物流の
効率化が図られ、地域産業
の活性化および発展が期待
されます。

■お問い合わせ
西日本高速道路株式会社
関西支社 田辺工務事務所
TEL 0739-26149
50 FAX 0739-
2611245

阪和自動車道で料金 割引30%OFFの社 会実験実施中!

■区 間/貝塚IC～吉備
IC、泉佐野JCT～りん
くうJCT

■時間帯/平日15時～17時
■対 象/ETC車限定
※ただし、右記IC間のみ
の走行に限り、割引が適用
されます。

■お問い合わせ/
近畿地区高速道路料金社会
実験協議会事務局(近畿地
方整備局道路部道路計画第
二課内)
TEL 06-6942-114
1

■ホームページ/
<http://www.w-nexco.co.jp>

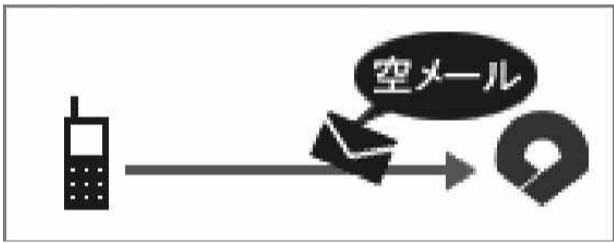
携帯電話を活用したライ フラインメールについて

本年9月11日から和歌山
県総合防災情報システム
が、スタートしました。

これによって、市町村配
置の端末に市町村が入力し
た災害情報を、携帯メール
で受信できることになりま
した。このメール情報を受
信することにより、住民に
とって必要な情報を受け取
ることが出来ます。なお、
メール受信のための詳しい
登録方法については、和歌
山県のホームページに記載
されております。

和歌山県ホームページか
ら、「防災わかやま」↓「携
帯へメール配信」と進んで
下さい。

regist@bousai.pref.waka
yama.lg.jp
上記アドレスに、そのまま
メールを送信してくださ
い。(件名・本文は不要です。)



《 防災一口メモ 12 》

地震の規模を示すマグニチュードと地表での揺れの程度を示す震度は別物です。マグニチュードが大きくても震源が遠い場合や深い場合は、震度は小さく、マグニチュードが小さくても震源が近い場合や浅い場合は、震度は大きくなります。

◇地震の揺れと想定される被害

震 度	想定される被害等
0	・人は揺れを感じない。
1	・屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。 ・部屋にいる人の多くが揺れを感じる。
2	・つり下がった電灯などがわずかに揺れる。
3	・屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。 ・棚にある食器類が音を立てることがある。
4	・かなりの恐怖感がある。 ・つり下げてある物は大きく揺れ、棚にある食器類が音を立てることがある。 ・電線が大きく揺れ、歩いている人も揺れを感じる。
5 弱	・棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 ・窓ガラスが割れることがある。 ・電柱が揺れているのがわかる。
5 強	・多くの人が行動に支障を感じる。 ・タンスなどの重い家具や自動販売機が倒れることがある。 ・自動車の運転が困難となる。
6 弱	・立っていることが困難になる。 ・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 ・耐震性の低い木造住宅では、倒壊するものがある。
6 強	・はわないと動くことができない。 ・固定していない家具のほとんどが移動、転倒する。 ・耐震性の低い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。

以下のQRコードを携帯
電話で読み込んでメール
を送信することも可能で
す。



詳しくは
<http://www.pref.wakaya.lg.jp/bousai/disaster/common/static/index-internet.html>
をご覧ください。

また、防犯関係について
は、和歌山県警が「イー
サーチ(e-search)」と
いうメール配信を実施して
います。

この、イーサーチとは、
お使いになつている携帯電
話に警察から事件事故等の
情報を電子メールで送信
し、住民の皆さんに日常生
活の身近な安全情報をお知
らせするものです。

メール受信のための詳し
い登録方法については、和
歌山県警のホームページに
記載されております。
詳しくは

人事異動

平成19年10月1日付けで職
員の人事異動がありまし
た。

○住民福祉課

西畑 真大
(新規採用)

<http://www.police.wakaya.lg.jp>
www.wakayama.jp/e-search/e-search.html
をご覧ください。